

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業

募集要項 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後												
1	1	第1章					第1章 募集要項等の位置づけ	-	付帯事業の実施に係る基本協定書(案)： 本事業のうち、付帯事業の実施について、本市と代表企業又は付帯施設実施企業との間で、双方の義務について必要な事項を示すもの												
2	7	第2章	第12節				表 2 3 本施設の各工事期の対象範囲	<table><tr><td>1 期工事 (必須) ⇨</td><td>多目的広場、第 1 駐車場、第 1 駐輪場⇨</td></tr><tr><td>1 期工事 (任意) ※⇨</td><td>地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場⇨</td></tr><tr><td>2 期工事⇨</td><td>庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設⇨</td></tr></table>	1 期工事 (必須) ⇨	多目的広場、第 1 駐車場、第 1 駐輪場⇨	1 期工事 (任意) ※⇨	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場⇨	2 期工事⇨	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設⇨	<table><tr><td>1 期工事 (必須) ⇨</td><td>多目的広場 (メイン広場、サブ広場、陸上トラック)、第 1 駐車場、第 1 駐輪場、⇨</td></tr><tr><td>1 期工事 (任意) ※⇨</td><td>地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場 (観客席) ⇨</td></tr><tr><td>2 期工事⇨</td><td>庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設⇨</td></tr></table>	1 期工事 (必須) ⇨	多目的広場 (メイン広場、サブ広場、陸上トラック)、第 1 駐車場、第 1 駐輪場、⇨	1 期工事 (任意) ※⇨	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場 (観客席) ⇨	2 期工事⇨	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設⇨
1 期工事 (必須) ⇨	多目的広場、第 1 駐車場、第 1 駐輪場⇨																				
1 期工事 (任意) ※⇨	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場⇨																				
2 期工事⇨	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設⇨																				
1 期工事 (必須) ⇨	多目的広場 (メイン広場、サブ広場、陸上トラック)、第 1 駐車場、第 1 駐輪場、⇨																				
1 期工事 (任意) ※⇨	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場 (観客席) ⇨																				
2 期工事⇨	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設⇨																				
3	12	第3章	第1節		(7)		第1節 応募者の構成等	(7) 本事業の実施にあたり、下記の(ア)と(イ)の合計額が、提案金額のうち施設整備(設計・建設)業務に係る対価の5%以上とすること。	(7) 本事業の実施にあたり、下記の(ア)と(イ)の合計額が、提案金額のうち施設整備(設計・建設)業務に係る事業費の5%以上とすること。												
4	12	第3章	第1節		(7)		第1節 応募者の構成等	※1 災害時における応急対策業務協定業者とは、募集要項公表(令和7年6月26日)時点に本市と災害時における応急対策業務等に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者(市内に本店もしくは支店、営業所、事業所等がある事業者(令和7年6月26日以降に所属している事業者))とし、当該協力会等は以下のとおりとする。	※1 災害時における応急対策業務協定業者とは、募集要項公表(令和7年6月26日)時点に本市と災害時における応急対策業務、応急対策業務等、応急測量設計業務、電気設備の応急復旧の応援に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者(市内に本店もしくは支店、営業所、事業所等がある事業者(令和7年6月26日以降に所属している事業者))とし、当該協力会等は以下のとおりとする。												
5	13	第3章	第2節	2		ア	2. 運動公園(土木)の設計業務を行う者	ア 建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示第717号)第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録(「造園部門」又は「土質及び基礎部門」又は「都市計画及び地方計画部門」)を行っている者であること。	ア 建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示第717号)第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録(「造園部門」又は「土質及び基礎部門」又は「都市計画及び地方計画部門」又は「道路部門」)を行っている者であること。												
6	16	第3章	第2節	9		イ	9. 付帯事業を行う者	イ 那珂川市指名競争入札参加資格を有していること。なお、那珂川市指名競争入札参加資格を有していない場合は、参加表明書提出までに、令和8年度および令和9年度の那珂川市指名競争入札参加資格の取得に関する手続きを行い正式に受理されていること。	-												
7	22	第5章	第2節	8	(3)		8. 募集要項等に関する第2回個別対話	(3) 参加資格:本事業の応募者となることを予定している事業者とし、応募グループの組成を予定している複数社で申し込むこと。開催場所での参加人数は、応募グループの組成を予定している複数社で出席することとし、現地参加人数は合計で10名以内とする。ただし、個別対話は、Web形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用するWeb会議用の資機材は事業者が準備すること。	(3) 参加資格:本事業の応募者となることを予定している事業者とし、応募グループの組成を予定している複数社で申し込むこと。開催場所での参加人数は、応募グループの組成を予定している複数社で出席することとし、現地参加人数は合計で15名以内とする。ただし、個別対話は、Web形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用するWeb会議用の資機材は事業者が準備すること。												
8	23	第5章	第2節	10	(8)		10. 応募の手順	(8) 優先交渉権者となった応募者の代表企業に対して、令和8年2月上旬までに決定通知を行う。	(8) 優先交渉権者となった応募者の代表企業に対して、令和8年1月中旬までに決定通知を行う。												

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業

募集要項 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
9	30	第7章	第4節		(2)		第4節 資金計画・事業収支計画に関する条件	※2:事業契約約款(案)別紙4表2「ア施設費」の「建設・工事監理費等」の「建設工事費(什器・備品等の調達及び設置費、外構工事費に係る費用を含む。)」のうち什器・備品等の調達及び設置費を除く建設工事費を対象	※2:事業契約約款(案)別紙4表2「ア施設費」の「建設・工事監理費等」の「 <u>造成工事費</u> 」、「建設工事費(什器・備品等の調達及び設置費、外構工事費に係る費用を含む。)」及び「 <u>既存施設の解体・撤去工事費</u> 」のうち什器・備品等の調達及び設置費を除く費用を対象
10	31	第7章	第5節				第5節 本市の費用負担	(1) 光水熱費	-